

義援金(特別給付分)に関するよくある質問

<給付対象者について>

Q 給付対象者はどのような方ですか？

A 配分対象者は、原則として、令和6年1月1日の基準日において、6市町の住民基本台帳に記録されている方です。このほか、6市町に住民登録がない場合でも居住実態があったときは、居住を証明する書類の提出により、対象と認められる場合があります。

Q 18歳未満も対象ですか？

A 令和6年1月1日時点で6市町に住民登録のあった方であれば18歳未満の方も対象です。

Q 6市町に居住していたが、住民登録をしていなかった場合は対象外ですか？

A 住民基本台帳に登録がなく6市町に居住されていた方は、居住を証明する書類(電気・ガス・水道等の料金明細書、通学証明書等)をご提出ください。
※公共料金の明細書は、原則、被災前の令和5年11月と12月を含む2か月分以上提出する必要があります。公共料金の明細書や通学証明書等だけで世帯全員の居住が確認できないときは、民生委員や町内会長等の居住証明で認められる場合があります。

Q 居住実態はないが、帰省で被災した場合は対象ですか？

A 対象ではありません。

Q 世帯の分をまとめて申請できますか？

A 郵送申請の場合、申請者も含めて最大5名まで申請することができます。6人目以降は、別の申請書で申請してください。オンライン申請の場合、一緒に申請できるのは18歳未満の方に限ります。

Q 令和6年1月1日以降に亡くなった場合は対象外ですか？

A 令和6年1月1日以降に亡くなられた方も対象となります。この場合、同一世帯員が給付を受け取ることができます。申請の際に、以下3点を添付してください。

- ・申請者(世帯の代表者)の身分証明書の写し(コピー)
- ・申請者(世帯の代表者)の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)
- ・死亡されたことを証明する書類(死亡診断書、または死亡の記載がある住民票)の写し(コピー)

なお、単身世帯や世帯全員が死亡した場合は受け取ることができません。

申請書は以下のとおり記入してください。

(1)同一世帯の方と同じ申請書で申請する場合

「世帯記入欄」に死者を記入し、「署名欄」は空欄、必要書類を添付

(2)亡くなられた方の分のみを申請する場合

「申請者記入欄」は世帯の代表者(世帯主に限らない)、「給付対象者記入欄」の「1」に死者を記入、「振込口座欄」は世帯の代表者の口座、「同意事項欄」は世帯の代表者が署名し、必要書類を添付

Q 施設に入所している方も対象になりますか？

A 令和6年1月1日時点で6市町に住民票があれば、施設入所者も対象となります。

Q ひとり親や高齢者への加算はありますか？

A ありません。

Q 外国人は対象ですか？

A 住民基本台帳に記録されている外国人は対象となります。ただし、外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象ではありません。

Q 対象年齢はありますか？

A 年齢制限はありません。原則、令和6年1月1日の基準日において、6市町の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

Q 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人も対象ですか？

A 対象となります。生活保護世帯については、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入認定しないこととなっております。詳細は担当のケースワーカーにお問い合わせください。

Q 給付を辞退するにはどうすればよいですか？

A 申請がなければ支給されません。

Q 申請・受給権者は誰ですか？

A 世帯主に限られるものではなく、個人単位で申請・受給が可能です。ただし、令和6年1月1日時点で18歳未満の方については、同一世帯の方と合わせて申請を行ってください。

Q 6市町以外に配分はありませんか？

A 全住民一律5万円の特別給付は、6市町のみが対象です。なお、人的被害や住家被害に対する義援金は、県内全市町が対象です。詳しくは下記HPをご覧ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/gienkinbussi/r6notohantoujishingienkinhaibun.html>

Q 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象となりますか？

A 令和6年1月1日までに帰国し居住されている場合は、対象となります。

Q 配分対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけを受給できますか？

A 受け取りたい方の分だけを申請してください。

Q 6市町の学生寮に住んでいた場合は対象となりますか？

A 対象となります。申請方法は以下のとおりです。

①18歳以上で本人名義の振込先口座がある方

オンライン申請が可能です。住民登録がない場合は、氏名と寮の住所が記載されている書類(学生証、在学証明書、在寮証明書等)を添付してください。

②18歳以上で本人名義の振込先口座がない方

郵送で代理申請をしてください。代理人→18歳に達する以前の親権者、振込先口座→代理人名義の口座を記載してください。住民登録がない場合は、氏名と寮の住所が記載されている書類(学生証、在学証明書、在寮証明書等)を添付してください。

③18歳未満の方

郵送で代理申請をしてください。代理人→親権者、振込先口座→本人または親権者名義の口座を記載してください。住民登録がない場合は、氏名と寮の住所が記載されている書類(学生証、在学証明書、在寮証明書等)を添付してください。

Q 令和6年1月1日の16時10分以前に亡くなった場合は対象外ですか？

A 迅速に義援金をお届けするため、令和6年1月1日に住民登録のあった方を対象としたところであり、制度上は対象となります。ただし、地震被害による過酷な生活を強いられた方に対する配分であるとの趣旨をご理解いただきますようお願いします。

Q 令和6年1月1日に刑務所に入っていた場合は対象外ですか？

A 迅速に義援金をお届けするため、令和6年1月1日に住民登録のあった方を対象としたところであり、制度上は対象となります。ただし、地震被害による過酷な生活を強いられた方に対する配分であるとの趣旨をご理解いただきますようお願いします。

<申請方法について>

Q 申請はどのような方法がありますか？

A オンライン申請、郵送申請、窓口申請があります。

Q マイナポータルから申請できますか？

A マイナポータルからは申請できません。

Q オンライン申請ができていないか不安だったので郵送申請もしました。重複になりますか？

A 複数回の申込があった場合、重複分は無効となります。

Q 郵送で申請する場合、郵送料金は自己負担ですか？

A 郵便料金は、原則自己負担です。6市町の各市役所・町役場で、自己負担不要の専用封筒を入手できる場合があります。

Q 複数の申請を1つの封筒に入れて郵送してもよいですか？

A 複数の申請書類を1つの封筒に入れて郵送しても構いません。

Q 6市町に住民登録が”ない方”と住民登録が”ある方”を同じ申請書で申請できますか？

A 別々に申請をお願いします。

<申請書について>

Q 高齢者、障害のある方など、署名ができない場合はどうすればよいですか？

A 署名ができない場合、代理人が給付対象者の名前を記入し、名前の横に給付対象者の印鑑を押してください。

Q 申請内容に不備があった場合、申請は無効ですか？

A 記載漏れに関してはお電話にてご案内しております。添付資料に不備があった際は、郵送で申請書を一度返却し、再提出のご案内を行っております。

Q 代理申請の場合、申請者欄には誰の情報を記入しますか？

A 申請者記入欄には委任者(委任する方)の情報を記入してください。

Q 現在入院をしています。現住所は何を選択すればよいですか？

A 退院されたら居住する予定の住所をご記入ください。

Q 申請者以外の口座に振り込みはできますか？

A 同一世帯内で、かつ同じ申請書で申請をされる方の口座であれば、申請者以外の口座に振り込みができます。代理申請であれば、代理人の口座に振り込みできます。オンライン申請の場合は、申請者の口座に限ります。

Q 代理申請をする場合、同意書名欄には誰が署名すればよいですか？

A 給付対象者が署名をしてください。署名できない場合は、代理人が給付対象者の名前を記入し、名前の横に給付対象者の印鑑を押印してください。

Q 世帯が6人以上の場合、申請書はどのように記入すればよいですか？

A 世帯が6人以上の場合、追加の申請者については別の申請書をご準備いただき、1枚目とは別の成人が申請者となるよう記入してください。各申請書には最大5名まで記入できます。

<必要書類について>

Q 申請時に必要な書類を教えてください。

- 申請書
- 対象となる方の身分証明書の写し(コピー)(給付対象者全員分)
次のうち、どれか一つを添付してください。
 - ①運転免許証
 - ②マイナンバーカード
 - ③パスポート(顔写真のページ)
 - ④健康保険証
 - ⑤介護保険証
 - ⑥年金手帳(氏名・生年月日の記載のあるページ)
 - ⑦運転経歴証明書(運転免許証の返納時に交付されたもの)
 - ⑧年金証書
 - ⑨生活保護受給証明書
 - ⑩障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ①～⑩の書類がない場合のみ住民票
- 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)
- 代理申請の場合、代理人の身分証明書の写し(コピー)
※代理申請は、法定代理人(成年後見人等)のほか、親族その他平素から本人の身の回りの世話をしている方で、特に認める方に限ります。
- 住民基本台帳に登録がなく6市町に居住されていた方は、居住を証明する書類の写し(コピー)

Q 罹災証明書は必要ですか？

A 全住民一律5万円の特別給付分については、罹災証明書は必要ありません。

Q 身分証明書は表裏両面が必要ですか？

A 身分証明書は氏名・住所・生年月日を確認するために添付をお願いしています。住所が裏面に記載されているものは、両面のコピーの添付をお願いします。

Q 居住を証明する書類とは具体的に何ですか？

A 居住とは、当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることです。週末や夏期、年末年始だけ帰省している場合は対象となりません。公共料金の明細書は、原則、被災前の令和5年11月と12月を含む2か月分以上提出する必要があります。公共料金の明細書や通学証明書等だけで世帯全員の居住が確認できないときは、民生委員や町内会長等の居住証明で認められる場合があります。

Q 必要な書類を封入し忘れてましたがどうすればよいですか？

A 再度申請していただくこととなります。提出いただいた書類は申請者の住所に返送いたしますので、必要な書類を封入の上、再申請をお願いします。

<その他>

Q 特別給付の5万円には税金はかかりますか？

A 所得税法上、非課税となります。

Q 申請してから何日で振り込まれますか？

A 振込までに2か月程度、場合によってはそれ以上かかる場合があります。ただし、申請が集中したり、申請内容に不備があったりする場合、さらに時間がかかることがあります。なお、オンライン申請は、データ入力の手間がかからないことから、比較的早く振り込まれることがあります。

Q オンライン申請が完了しているか確認できますか？

A オンライン申請が完了した場合には、「〇月〇日〇時〇分に申請を受け付けました」という画面が表示され、「お問合せ番号」が表示されます。これが出ない場合は申請は完了していません。再度申請をお願いします。

Q 申請書や提出書類に口座情報が含まれていますが、情報が漏れる心配はありませんか？

A 義援金配分のためにいただいた個人情報、個人情報保護法等に基づき、当該支給の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分されます。

Q 銀行口座に振り込まれる際、どのような名前で振り込みされますか？

A 「イシカワケンギエンキン」と表示されます。

Q 5万円の配分を6市町に限る理由は？

A 七尾以北の6市町は、全域にわたって道路が寸断され、上下水道、電気などのライフラインの被害が甚大かつ長期にわたり復旧せず、避難者数も、他の市町に比べて圧倒的に多い状況にあり、避難所や自宅で過酷な生活を送られたことを踏まえ、6市町全住民への配分が配分委員会で決定されました。どうかご理解いただきますようお願いします。

Q 今後、追加の給付はありますか？

A 現時点では予定はありません。

<オンライン申請について>

Q オンライン申請で世帯の分も申請できますか？

A オンライン申請は個人ごとに行う必要があります。18歳未満の子どもとは一緒に申請することが可能ですが、18歳以上は個別に申請する必要があります。

Q 家族や知人の端末を使って自分のオンライン申請をすることはできますか？

A ご家族や知人の端末からでもオンライン申請が可能ですが、ご本人による操作をお願いします。

Q 世帯の分を申請したいのですが、確認画面で表示されません。

A オンライン申請の場合、申請できる世帯員は18歳未満に限ります。生年月日で制限がされており、確認画面で表示がされないようになっています。

Q オンライン申請時のエラーがあった場合はどうすればよいですか？

A エラーが発生した場合は、時間をおいて再度申請を試みてください。通信環境や利用デバイスによっては不具合が起こる場合もございます、通信環境の良い場所に移動していただくか、違うデバイスの利用を試みてください。

Q 間違えて入力した情報を修正、または申請を取り消したい場合はどうすればよいですか？

A (076-225-1963)にお問い合わせいただき、指示に従って修正や再申請を行ってください。

Q オンライン申請が完了しているか、また二重申請があった場合はどうなりますか？

A 申請完了時に問い合わせ番号が表示されていれば、申請は完了しています。二重申請があった場合、申請日時の早い申請が優先されますので、変更や取り消しをする場合は(076-225-1963)までご連絡ください。また確認のため、事務局よりお電話する場合があります。